

平成24年度包括外部監査結果に係る措置状況

番号	所管課	施設の名称	件名	指摘・意見の区分	内容	
1	管財課	三角東港県有地	- 2 公有財産の管理に係る事務について 財産の貸付契約について	指摘	現在宇城市道として使用されているが、使用に関する貸付契約がなされていない。早急に貸付契約を締結すべきである。	平成25年5月から宇城市と貸付契約について協議を行い、平成26年3月に貸付契約締結。
2	港湾課	八代港工業用地 (大島地区)	- 2 公有財産の管理に係る事務について 財産区分について	指摘	現在当該土地は普通財産として管理がなされている。しかし、当該土地には大島樋門が存在しており、八代港の干満時の海水の排出を調整する重要な機能を果たしている。当該土地については普通財産としてではなく、行政財産として管理をすることが妥当であると考え。 利用を希望するものが現れた場合、行政財産の目的外使用で対応すれば足りると考える。	普通財産から行政財産(港湾施設用地)へ分類替えの手続きを終え、以後、港湾法に基づく(財産として管理することとした。
3	住宅課	県営住宅万日山団地	- 2 公有財産の管理に係る事務について 財産区分について	指摘	現在当該土地は行政財産として区分されているが、本来建物の用途廃止時に行政財産から普通財産へ用途変更を行い管理すべき財産と考える。	県営住宅万日山団地の一部に設定されていた抵当権及び根抵当権を抹消し、4月に普通財産への用途変更を行った。